|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 元請確認欄 |  |  |

**危険性又は有害性の特定標準モデル**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 作 業 名 | 有機溶剤使用作業（屋内塗装作業） | 使用設備・機械 | ・コンプレッサー・エアレス・建設用リフト |
| 施工会社名 |  | 使用工具・機器 | ・ハンドローラー |
| 工　法　等 |  | 安全設備・保護具 | ・全体換気装置・局所排気装置・プッシュプル型換気装置・防毒マスク、送気マスク・保安帽、安全帯 |
| 工　事　名 |  | 使用資材 | ・塗料（有機溶剤） |
| 作業期間 | 令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日 | 作業に必要な資格と配置予定者 | ・有機溶剤作業主任者：・有機溶剤業務従事者労働衛生教育：・建設用リフト特別教育： |
| 担当職長名 |  |
| 作成年月日 | 令和　　年　　月　　日作成 | 施工会社・関係者周知記録（サイン） | 令和　　年　　月　　日 |
| 改訂年月日 | 令和　　年　　月　　日改訂 |
| 作成責任者 |  | 打合せ事項確認事項等 | ・作業計画書　・作業手順書　・使用材料　・MSDS　・材料搬入時期　・材料保管場所・作業員の規則による健康診断受診状況確認　・作業中止基準 |

****

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 予想される災害 | 危険性又は有害性の特定 | 危険の見積り | リスク低減措置 | 危険性又は有害性に接する人 | 安全対策の評価 | 備　　　考 |
| 可能性 | 重篤度 | 評　価 | 優先度 | 実効性 | 効　果 | 評　価 | 危険度 |
| 火災・爆発 | ・有機溶剤が気化し、引火爆発（吹付けウレタン含む）する |  |  |  |  | ・作業内容・使用有機溶剤の確認と適切な工法の選択 | 職長 |  |  |  |  | ・作業手順の確認・決定事項の周知予想される危険　→　対策 |
| ・作業間の連絡・調整を行ない、有機溶剤作業（ポリウレタンフォーム含む）施工中、施工後に火気使用をしない | 職長 |
| ・ポリウレタンフォームが可燃物であることを作業員に周知徹底をする |  |
| ・局所排気装置を設置し強制換気を行ない、１ヶ月を超えないで点検する | 作業主任者 |
| ・作業員に呼吸用保護具を着用させる | 職長 |
| 有機溶剤中毒 | ・有機溶剤中毒にかかる |  |  |  |  | ・有機溶剤作業主任者を選任する | 事業者 |  |  |  |  |
| ・有機溶剤作業員に対して安全衛生教育を実施する（危険有害要因等） | 事業者 |
| ・有機溶剤作業員に対してMSDSを用いて確認と周知をする（危険有害要因等） | 事業者 |
| ・有機溶剤作業主任者に、作業方法の決定、作業の指揮、保護具の使用状況の監視等の職務を確実に遂行させる | 作業主任者 |
| ・局所排気装置を設置し強制換気を行ない、１ヶ月を超えないで点検する | 作業主任者 |
| ・作業員に呼吸用保護具を着用させる | 職長 |
| ・有機溶剤等使用の注意事項を掲示 | 職長 |
| ・有機溶剤が可燃物であることを作業員に周知徹底をする | 職長 |
| ・有機溶剤施工中に火気使用しない | 作業員 |

予想される危険　→　対策

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 予想される災害 | 危険性又は有害性の特定 | 危険の見積り | リスク低減措置 | 危険性又は有害性に接する人 | 安全対策の評価 | 備　　　考 |
| 可能性 | 重篤度 | 評　価 | 優先度 | 実効性 | 効　果 | 評　価 | 危険度 |
| 墜落 | ・高所作業中に有機溶剤中毒にかかり、足を踏み外し墜落 |  |  |  |  | ・昇降時、高所では安全帯を使用 | 作業員 |  |  |  |  |  |
| ・安全帯使用の表示 | 職長 |
| ・昇降設備の設置、足場基準の遵守 | 職長 |
| ・脚立足場・可搬式足場・枠組み足場上の作業・ローリングタワー作業等共通作業基準の尊守 | 職長 |
|  | ･通気が不十分な場所では、送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用する　(酸素18％以下の場所ではホースマスク等を使用)･作業者は有機溶剤に直接ばく露しないようにする･エンジン付きコンプレッサーを使用する場合は、十分な換気ができる場所に設置する･作業場所の周辺は火気厳禁とする･有機溶剤業務に就く作業者は、有機溶剤等健康診断を受ける･有機溶剤の危険有害性等MSDS（化学物質等安全シート）を用いて確認と周知徹底を行う･有機溶剤作業主任者等の指揮のもとで作業する･作業者は有機溶剤の危険有害性等に関する教育を受ける･送気が不十分な場所では強制換気を行う･できるだけ有害性の少ない有機溶剤（水溶性 塗料）を使う |
| 作業に必要な情報・実施事項 | １、安衛法・安衛則・規程・通達等・有機溶剤中毒予防規則・化学物質関係作業主任者講習規程・基発第337（昭和59年６月29日付）「有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育の推進について」２、排気装置の定期自主検査（１年以内ごとに１回）、点検補修３、「有機溶剤使用の注意事項」を見やすい箇所に掲示４、有機溶剤の区分に応じ見やすい位置に表示（第１種：赤色　第２種：黄色　第３種：青色） |